

おんが

発行所
遠賀町役場
編集発行
遠賀町総務課
印刷所
冷牟田印刷合資会社

●議会だより

遠賀町議会(三月以前は、村議会)定例会(三月)臨時会(二月、五月、六月)において、次の議案が審議されました。

○二月臨時会

上程議案

1 専決処分承認を求めるとして
(処分事項)

炭坑離職者緊急就労対策事業の起債について
可決

2 昭和三十八年度(特別会計)遠賀村虫生津水道事業歳入、歳出追加更正予算
可決

3 鞍手町、遠賀村水道組合規約の一部改正について
可決

三月定例会

上程議案

1 昭和三十九年度遠賀町一般会計予算
可決

2 昭和三十九年度遠賀町特別会計国民健康保険予算
可決

3 遠賀町国民健康保険特別会計条例の制定について
可決

4 遠賀町退職準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
可決

5 遠賀町国民健康保険特別会計に属する保険給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
可決

6 遠賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について
可決

7 遠賀町監査委員条例の制定について
可決

8 遠賀町特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部改正について
可決

9 遠賀町特別職の職員で非常勤のもの給与等に関する条例の一部改正について
可決

10 遠賀町国民健康保険条例の一部改正について
可決

11 遠賀町国民健康保険税条例の一部改正について
可決

12 遠賀町消防団条例の一部改正について
可決

13 遠賀村基本財産蓄積条例を廃止する条例の制定について
可決

14 村の名称を変更する条例の制定について
可決

15 町制施行に伴う条例の整備に関する条例の制定について
可決

16 専決処分の承認を求めるとして(処分事項)
国有財産の取得について
二件
可決

17 昭和三十八年度特別会計遠賀村国民健康保険歳入、歳出追加更正予算
可決

18 昭和三十八年度遠賀村歳入、歳出追加更正予算
可決

19 昭和三十九年度遠賀町特別会計簡易水道予算
可決

20 遠賀町簡易水道特別会計条例の制定について
可決

21 遠賀町予防接種手数料徴収条例の制定について
可決

22 遠賀町税条例の臨時特別に関する条例の制定について
可決

23 昭和三十八年度特別会計遠賀村簡易水道歳入、歳出追加更正予算
可決

24 寄附をつけることについて
可決

25 三菱鉱業株式会社鞍手坑の閉山に伴いその所有する本村大字虫生津地内土地建物について三菱鉱業株式会社との契約の締結について
可決

26 山田川水利組合規約の制定について
可決

五月臨時会

上程議案

1 専決処分の承認を求めるとして(処分事項)
福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の一部改正について
可決

2 遠賀町税条例の一部改正について
可決

3 遠賀町簡易水道給水条例の一部改正について
可決

4 収入役の選任について
可決

5 教育委員会委員の選任について
二件
可決

6 人権擁護委員の推薦について
可決

1 遠賀町農業共済条例の制定について
可決

2 遠賀町農業共済事業特別会計条例の制定について
可決

3 遠賀町農業共済事業賦課金の賦課総額及び賦課単価について
可決

4 昭和三十九年度遠賀町農業共済事業特別会計予算
可決

5 遠賀町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
可決

6 遠賀町役場職員定数条例の一部改正について
可決

7 遠賀町役場課設置条例の一部改正について
可決

六月臨時会

1 福岡県旧町村職員恩給組合資産管理組合規約の一部改正について
可決

2 遠賀郡芦屋町外二方町村競艇施行組合規約の一部変更について
可決

3 遠賀町立遠賀中学校文庫図書購入基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
可決

4 遠賀町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の制定について
可決

5 昭和三十九年度遠賀町一般会計補正予算(第一号)
可決

6 昭和三十九年度遠賀町農業共済事業特別会計補正予算(第一号)
可決

昭和三十九年度町予算

- 一般会計……………別表
- 特別会計 (国民健康保険)……………別表
- 特別会計 (簡易水道)……………別表
- 特別会計 (農業共済事業)……………別表

一般会計

(単位千円)

歳入	歳入		歳出	歳出	
	款	予算額		款	予算額
町税	三、七、一〇七	二二・二〇	議会費	五、三、四〇	三・二〇
地方交付税	二、九、五七〇	一七・六九	総務費	二〇、九七七	二二・五五
分担金及び負担金	一、二、五二	〇・七五	民生費	一〇、二四六	六・一三
使用料及び手数料	一、九三二	一・一六	衛生費	二、七一九	一・六三
国庫支出金	八二、五四一	四九・三八	労働費	一〇、四九七	六・二八
県支出金	三、八九六	二・三三	農業水産費	九、〇三四	五・四〇
財産収入	三、〇七一	一・八四	商工費	一五二	〇・〇九
寄附金	—	—	土木費	九、八七八	五・九一
繰入金	—	—	消防費	一、〇四一	〇・六二
繰越金	二、〇〇〇	一・一九	教育費	九二、〇〇二	五五・〇四
諸収入	三、七八九	二・二七	災害復旧費	四〇	〇・〇二
村債	二、〇〇〇	一・一九	公債費	三、九八〇	二・三八
歳入合計	一六七、一六〇	一〇〇・〇〇	諸支出金	六四〇	〇・三八
			予備費	六一四	〇・三七
			歳出合計	一六七、一六〇	一〇〇・〇〇

特別会計 (国民健康保険)

(単位千円)

歳入	歳入		歳出	歳出	
	款	予算額		款	予算額
保険税	五、四九八	五〇・七四	総務費	一、九六六	一八・一五
一部負担金	—	〇・〇一	保険給付費	七、九七五	七三・六一
使用料及び手数料	六	〇・〇六	保険施設費	七六五	七・〇六
国庫支出金	四、七六七	四四・〇〇	基金積立金	五四	〇・五〇
県支出金	—	〇・〇一	諸支出金	三	〇・〇三
財産収入	五四	〇・五〇	予備費	七一	〇・六五
繰入金	五〇一	四・六二			
繰越金	—	〇・〇一			
諸収入	五	〇・〇五			
歳入合計	一〇、八三四	一〇〇・〇〇	歳出合計	一〇、八三四	一〇〇・〇〇

第四回病虫害航空機防除の実施

水稲の二化螟虫、浮塵子防除作業を短期間に効率的に実施し防除の完璧を期し経営改善と生産向上を図るため昭和三十九年度(第四回)航空機防除も左記により実施します。

一、実施期日 七月六日、七日、八日、九日の五日間

実施時間は、午前五時から午前十時まで

二、撒布地区並びに撒布面積

遠賀町一円、芦屋町大城、山鹿地区 一、〇二〇ヘクタール

三、使用農薬の種類及び撒布量

薬剤名—S B 粉剤
濃度—BHC 3%、セビン 1%
数量—一〇アール当り 3kg

四、部落別撒布日程

七月六日—虫生津、上別府、広渡、道灌

七月七日—浅木、老良、千代丸
上別府、今古賀、松の本

七月八日—木守、旧停、別府、尾崎

七月九日—若松、鬼津、島津、尾崎、芦屋町大城、山鹿

五、使用航空機
西日本空輸KK BEL L47型
ヘリコプター二機

六、危害防止

(1) 一般的注意
イ 飲食物、食器類は薬剤の

かからないように注意し、井戸及び水がめ等には、ビニール又はセロハンにて被いをする。

ロ 食料品販売業、飲食喫茶店、染色、洗張り、小鳥の

(次頁へ続く)

特別会計(簡易水道)

(単位千円)

歳入		歳出	
款	予算額	款	予算額
公営企 業収入	四、二三七	衛生費	二、八八三
財産収入	三	公債費	一、三四七
歳入合計	四、二三〇・〇〇	歳出合計	四、二三〇・〇〇
	総額に対 する比率%		総額に対 する比率%
	九・九・九三		六八・一六
	〇・〇七		三一・八四

特別会計(農業共済事業)

(単位千円)

歳入		歳出	
一、農作物共済勘定		一、農作物共済勘定	
款	予算額	款	予算額
掛金、交付金 及び補助金	一、五一七	保険料	六五
保険金	九三四	共済金	二、三八九
繰入金	一	繰出金	一
諸収入	二二	予備費	一九
計	二、四七四	計	二、四七四
	総額に対 する比率%		総額に対 する比率%
	五・六・一三		五・六・一三
二、家畜共済勘定		二、家畜共済勘定	
款	予算額	款	予算額
共済掛金	二四六	保険料及び 技術料	二四七
保険金及び 診療補填金	四一〇	共済金	四一一
繰入金	一	繰出金	一
諸収入	三	予備費	一
計	六六〇	計	六六〇
	総額に対 する比率%		総額に対 する比率%
	一・四・九七		一・四・九七
三、業務勘定		三、業務勘定	
款	予算額	款	予算額
賦課金	四七二	総務費	九二二
県支出金	七八七	業務費	一〇七
分担金及び 負担金	一〇	連合会 支出金	一六九
財産収入	一	繰出金	一
繰入金	一	予備費	七五
諸収入	三	計	一、二七四
計	一、二七四	歳出合計	四、四〇八・〇〇
	総額に対 する比率%		総額に対 する比率%
	二八・九〇		二八・九〇
歳入合計	四、四〇八・〇〇	歳出合計	四、四〇八・〇〇

昭和三十九年度

商業統計調査実施

通商産業省では、本年七月一日現在で全国の卸、小売業者等の商店について商業調査を実施する。

とになりました。

この調査の目的は、商業活動の
実態を把握して、適切な商業政策
をたてるうえの基礎資料とするも
の。調査員が各商店を訪問調

査しますから、ご協力願います。

なお、統計法によって、調査内

容をみなさんご迷惑になるよう
なことに利用することは禁じられ
ておりますから、調査事項につい

ては正確に記入して下さい。

飼育、養鶏、養魚特に養蜂
を業とするものは被害を受
けないように特に注意すべ
こと。

ハ 小鳥類は、屋内に入れ薬
剤のかかったと思われる野
菜又は家畜類の牧草はよく
水洗いをしてから使用する
こと。

ニ 撤布後、住居その他必要
箇所は清掃すること。

ホ 撤布実施中は、ヘリコプ
ターに注意すること。

ヘ 本剤は医薬外毒物である
こと。

(2)作業員の注意事項

イ 作業員は、マスクをかけ
ること。

ロ 作業員は、手袋をするこ
と。

ハ 作業員は、煙草を吸わな
いこと。

ニ 食事をするときには、顔及
び手を石けんで洗うこと。

(3)耕作者の注意事項

イ 防除作業前には、田の水
を浅水にすること。

ロ 薬剤撤布中の野良仕事は
避けること。

ハ 野菜(瓜科、西瓜、胡瓜
その他葉菜類、花木、草花
の幼植物)の被害をうけぬ
よう注意すること。

(4)危害防止、火災防止のため
リポートには近よらないこ
と。

乳児健康相談の

実施について

毎月第三日および町の乳児健
康相談日です。

一、医師の診察(二カ月毎)

一、体重測定

一、身長測定

一、離乳食指導

一、一般健康相談

予防接種並びに健康相談実施

▽予防接種

本年七月中に左記のとおり予防接種並びに健康相談を実施いたしますので、該当者は洩れなく参加して下さい。

なお、コレラの接種については御承知のように本年度東京オリンピックが開催され、外国から来日者が相当数あるものと予想されますのでこれが対策として（発生してからでは遅い）予防接種を行います。

又、学校生徒は七月上旬に実施します。

▽定期一般住民結核健康診断実施

一般住民結核検診を左記のとおり実施しますので全員洩れなく受検して下さい。

※結核患者の家族で当日受検されなかった人は折尾の遠賀保健所まで行って下さい。

一、該当者 生後一カ月より町民

- 全員
(学校職場で定期レントゲンをうけたものは除く)
1 ツベルクリン
生後二カ月より三十才まで
2 レントゲン
七才以上全員
3 日程

月日	地区別	実施場所	時間	判定BCG
7.22	島津、若松、津、鬼尾	公民館	9.00~11.00	判定BCG
		若松	13.00~14.30	
		鬼尾	14.30~16.00	
7.23	別府、千代、丸、今、木上、別	別府	9.00~11.00	判定BCG
		守老院	13.00~14.30	
		木養	14.30~16.00	
7.24	島津、若松、鬼尾、津、木守		13.00~16.00	判定BCG
7.25	別府、上別府		13.00~16.00	判定BCG
7.24	浅虫、生東、津西	木津町	9.00~11.00	判定BCG
		西町	11.00~14.00 14.00~16.00	
7.25	老良、虫生、木東、津西、良、遠賀、川渡	良渡川	9.00~11.00	判定BCG
		虫生津西、良、遠賀	11.00~12.00 13.00~15.00	
7.26	浅木、東、老遠	津西、良、遠賀	13.00~16.00	判定BCG
7.27			13.00~16.00	判定BCG

青少年を守る運動の実施について

遠賀町青少年補導育成協議会

「夏の青少年を守る運動を展開し遠賀町から一人の非行や事故の青少年を出さないようにしよう」

一、実施期間 自七月二十日 至八月三十一日

一、実施要項

- 1 青少年を非行から守ろう
- 2 青少年を悪い環境から守ろう
- 3 青少年が余暇を健全にすごすように指導しよう
- 4 青少年を病気、水泳、登山、交通の事故から守ろう
- 5 青少年の公德心の高揚につとめよう

「夏休みと家庭教育」社会教育の立場から

一、夏休みの意義

夏休みは暑い時期に子供たちを休養させる必要から設けられたものです。親たちの中には教育

が中断されはしないかと心配される方も多いようですが、教育は学校だけでなく家庭でも行われねばなりません。つまり日頃身につけた基本的な知識や技術の応用や訓練を夏休みの家庭生活の中で実践しようとするところに意義があるのです。

二、夏休みを迎える心

1 子供の成長を認めよう
学校教科成績の良し悪しはあまりですが、子どもは子どもなりに努力をしてきたと言えましよう。この点親は卒直に子供の努力と成長したあとをおとすか、あなかなか持ててやりたいものです。良かった所はほめ、足りない点はやさしく励ますことです。

2 自主的な生活プランと家族の協力

子どもたちは自分の希望や能力家庭の事情を考えて休み中の生活プランをたてます。

しかしその計画に無理があつてはいけません。

先ず子供がたてたプランを子供中心に家族で話し合い協力してやりましよう。

3 親も共に成長するよう心掛けましよう。

家庭のふんいきは子どもの成長に大いにいきましよう。あたたかえま、家族の生活に希望をいだき支え合つて努力しておれば子ども自らも前向きな姿勢に同化されるでしよう。君は君、僕は僕という利己的な考え方でなくあなたも、わたしも言つておらかな人格が出来てゆくと思ひます。

4 家族の団らんにつとめましよう。

夏休みにはつとめて家族団らんを多し家庭生活を楽しさを十分味わせたいものです。このささやかな幸せが家庭の基礎をつくり社会の基

礎づくりになるものと思ひます。

社会を明るくする運動月間

七月一日より七月三十一日まで

犯罪をなくして明るく社会をみんなできましよう。

子供を水禍から守ろう

各地で子供の水難事故がひんぱんに発生しております。

夏休みの間子供の気持も解放され事故のものになっております。

特に水難防止のため左記区域を水泳禁止区域として立札を立てておりますので、絶対に水あびをさせないで下さい。

- 島津—島津橋の下(本川のバス停の前、神田川の種門)
- 若松—お宮の前の川
- 大いびの上
- 島津—公民館前の川
- 旧小学校の橋の下
- 尾崎—高山堤、越の越堤(上下)
- 別府—ポンプ下
- 上別府—梅ヶ鼻堤、小谷堤、土取堤
- 千代丸—野中堤
- 今古賀—本線ガード下、部落内
- 西川
- 広渡—旧停ガード下、道灌橋の下、辻氏宅先のいせき
- 遠賀川—西川橋の下
- 開拓—尾倉の池二カ所
- 虫生津—黒松堤、由良堤、倉谷堤、上別府ポンプ座
- 虫生津に通ずるかんらく田二カ所
- 木守—山田川(木村盛夫方前の川、溝辺方南の川)
- 老良—(神田川取水口一、村前二カ所、裕二カ所)
- 浅木—宮前の池

慰霊塔の竣工について

かねて町民皆様に色々ご迷惑をかけていました「慰霊塔」が、去る四月十四日着工、六月末日を以て遠賀中学校体育館の前庭に見事竣工いたしました。近くこれが除幕式と同時に、遺族の方々を招き慰霊祭を催したいと思っております。

尚、これが収支会計の決算については次号に報告したいと思っております。

家族表札(ネームプレート)申込み後の経過について

先日から申込みを頂きました家族表札(ネームプレート)について大変お待たせしていますが、左記のとおり本社長野県より出来上り予定期日の通知がありましたので今しばらくお待ち下さるようお願いいたします。

- 一、出来上り期日
七月二十日(前後)
- 二、配市期日
七月二十五日(予定)

「家出人を捜しておられる方へ」

折尾警察署

◎家を出たまま行先のわからない人
◎自殺するといつて家出をした人
このよつな人達をお捜しの方は、左記により相談所が開かれますので相談においで下さい。

警察署では、全国各地で発見されて身元のわからない死者の写真や、衣服、持物などの記録を準備してみまさんのご相談をお待ちしております。

とき 昭和三十九年七月十三日
～十四日
午前十時～午後四時
折尾警察署少年輔導室

中間市及び遠賀郡の管轄財務事務所の変更に ついて

直方財務事務所
若松財務事務所

この度納税者の利便を図ることを第一の目的とし、あわせて税務行政の円滑なる処理を推進するため、税務署の管轄区域と財務事務所の管轄区域とを一致させることについて県会の議決を得て七月一日より直方財務事務所から若松財務事務所に移すことになりました。

従つて中間市及び遠賀郡の県税に係る一切の事務は、昭和三十九年七月一日より若松財務事務所で行い扱いますので御了承をお願いいたします。

なお遠賀支所は、若松財務事務所、遠賀支所として現在位置で従来どおり税務に携わるので御利用下さい。

植栽樹手入運動の推進について

国土緑化運動推進委員会

一、趣旨

国土緑化運動はこ十五年目を迎えたが、わが国産経済の発展、国民生活の向上に伴い森林資源の重要性は一層高まりその増強は特に強く要望されている。

国土の七割を占める山林の造林事業拡大は目覚ましいものがあるが、折角多大の努力と巨費を投じて植栽しながら、その後の手入れを怠るために育たなかつたり枯れるようでは甚だ遺憾なことである。完全な手入れこそ植樹同様に極めて重要である。「植えよ、育てよ」をモットーとして植えた木

「放送」及び「新聞記事」の真意について

本年二月始めに新聞報道をもつて又四月RKB全国放送によって遠賀町の税問題がとりあげられ町民各位に多大のご迷惑をおかけしましたことについて心からお詫びを申し上げます。

放送及び新聞記事によりまずと、読者(町民)各位に色々異なる感じを与えたこと存じますが、柴田直助氏は、ご存じのように歳既に古稀以上の方であり性格は活達、直情の人であります。税の滞りも過去における町政の反省を求め手段としてのことであり、放送に、報道に見るが如き条件によるものではなかったことは本人に接しその対策に当つた小職のよく知るところであります。

町報発行に当り真意に基づかぬ報道について町報を通じて訂正しておきます。尚、柴田直助氏と町当局との間においては、報道事件にかかる事後処置の一切が終了しましたことを付記しておきます。

(助役記)

は、必ず育てよう親心をもってその手入れに完璧を期し、健全な成林成木を凶らねばならない。本委員会は国土緑化運動の一環として昭和三十年以来「植栽樹手入運動」を提唱して広く全国関係者の協力を求めたが、国民の絶大な支援の下に本運動は着々その成果をあげつつある。本年はその第十年目を迎え、また歴史的なオリエピック東京大会開催の記念すべき年を迎えたのであるが、これが記念造林の推進はもとより本運動を一層国民に徹底させ強く実践励行して輝い成果を期待しようとするものである。

③ 本運動は国土緑化推進委員会が中心となり、農林省、文部省、建設省、厚生省、自治省の後援並びに関係団体等の協力を得て推進するものとし、地方においては都道府県緑化推進委員会が主体となり、関係官公庁、団体の協力を得て実施するものとする。

② 本運動の実施にあたっては各都道府県毎に手入れに最適な時期を選んでほば月間程度の「植栽樹手入強調期間」を設定し、年一回又は二回実施するものとする。

三、実施要領

① 植栽樹の手入れに当り、農山村においては人工造林地、屋敷林等に、都市においては街路樹、公園、水源林等の公共的植栽樹に重点を置くものとする。

② 本運動の実施に当って、各都道府県緑化推進委員会は植栽樹手入運動要領並びに実施計画書とするものである。

(次頁へ続く)

昭和三十九年度固定資産税(第二期)の納期が「七月二十五日」までとなっておりますので忘れずに、納期限に納入して下さい。

を作り、その実行を図るものとする。

- ③ 公有林、学校林、街路樹、公園、学園等についてはその管理者は率先して手入れの励行を図るものとし、これが実施に当たってはできるだけ次世代を背負う青少年団体、学校生徒等の奉仕作業によって愛郷精神と緑化意欲の向上に資するよう努めるものとする。
- ④ 森林組合、林業改良普及機関等指導的立場にあるものは、座談会、講習会、展示林等によって手入れの指導普及に万全を期するものとする。
- ⑤ 本運動の徹底を図るため、新聞、ラジオ、テレビ放送、ポスター、リーフレット等によって趣旨の徹底を図ることも、出来れば県単位、地方単位の手入コンクール或は標語募集等の普及奨励措置を講ずるものとする。

夏の健康を守りましょう

七月一日から七月三十一日までの一月間、県下一斉に夏の健康を守る運動が実施されます。暑くなるに食欲が進まず、どうしても食事が片寄りがちになり、からだがだるく、いろいろな病気にかかりやすくなります。次のことに注意して暑さに耐え得る健康なからだをつくりましょう。

- 一、睡眠を十分にとり、疲れを翌日にもたせさないようにしましょう
- 一、暴飲暴食はつしませましょう
- 一、なま水、なま物はきげましましょう
- 一、食事の前には必ず手を洗おう

県広報室現地公聴

(県政苦情相談)の実施について

住民の県政にたいする苦情をお聞きし、その解決をはかり地域住民の福祉をねがうとともにその発展を期するため左記要領により苦情相談室を開設しますので町民の多数御出席下さるようお願いいたします。

- 一、目的
広報室が行なっている、公聴事

- ⑥ 各都道府県において手入コンクールを実施した場合、最優秀一点に限って本委員会より感謝状、林野庁より長官賞を授与するものとする。各都道府県においては、右コンクールの審査報告書を添えて表彰予定期日の一カ月前までに必着するよう本委員会に申請するものとする。
- ⑦ 本運動の計画並びにその結果については本委員会に報告するものとする。

しましょう

- 一、みんなで協力して蚊やハエを駆除し、清潔な環境をつくりましょう
- 一、からだに異常のあるときはできるだけ早目に医師の診察を受けましょう



業の一環として住民の県政に対する苦情相談を個別に受け、その解決をはかり地域住民の福祉をねがうとともにその発展を期する。

- 二、対象
遠賀町
- 二、相談員
県広報室長以下公聴職員並びに広報公聴幹事
- 四、相談日時
昭和三十九年七月二十一日(火) 十三時から十六時まで
- 五、相談室(場所)
遠賀町公民館別館

六、相談事項の処理方法

相談者とちくじ個別に面接し、相談事案を公聴カードに整理し(必要に応じてその場で現地におもむき実調)帰庁後、関係各課に回付して各課より回答がありしだい提案者に文書にて回答する。

時効が近づ

く福祉年金

裁定請求は早

くしましょう

福祉年金の裁定を請求できる期間は、受ける権利の発生した日から五年間となっています。

福祉年金の支給が始まった昭和三十四年十一月一日に年金を受ける権利のあった七十歳以上の老齢の方、身体障害の方、母子世帯の方は、本年十月三十一日までに、昭和三十四年十一月二日以降に年金を受ける権利のあった人びとは、それぞれ五年を経過する日までに裁定請求をされないと時効により将来の分のみでなく過去の分についても福祉年金を受けることが

ができません。あとになって「せっかく貰えたものが……」と後悔されることのないように一日も早く役場まで裁定の請求をしてください。

なお手続きの折は

- 一、印かん
- 一、戸籍抄本
- 一、住民票謄本
- 一、他の年金、恩給、扶助料を受給している場合はその証書を持参して下さい。

水道需給者へ

水道節水につ

いてお願い

ひどい暑さのため、各家庭共水道の使用量が急激に増加いたしましたので、何とぞ節水に充分つとめて下さるようお願いいたします。

なお、道路の散水等は特に御慮下さい。また使用水量が給水能力を越える場合は、深夜10時から翌朝4時まで給水を制限することがあります。

